

# 官報号外 平成三年十一月二十六日

## ○第一百二十二回 衆議院会議録 第六号

平成三年十一月二十六日(火曜日)

議事日程 第五号  
平成三年十一月二十六日

正午開議

第一 高圧ガス取締法の一部を改正する法律  
(案)(内閣提出)

第二 昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)  
(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

第三 昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)  
(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

第四 昭和六十三年度特別会計予算総則第十一条  
二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

第五 昭和六十三年度特別会計予算総則第十  
三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

第六 平成元年度一般会計予備費使用総調書  
及び各省各厅所管使用調書(その1)  
(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

平成三年十一月二十六日 衆議院会議録第六号

## 第七 平成元年度特別会計予備費使用総調書 及び各省各厅所管使用調書(その1) (承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

第八 平成元年度特別会計予算総則第十二条  
に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

第九 平成元年度一般会計予備費使用総調書  
及び各省各厅所管使用調書(その2)  
(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

第十 平成元年度特別会計予備費使用総調書  
及び各省各厅所管使用調書(その2)  
(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)

第十一 平成元年度特別会計予算総則第十一  
条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)

第十二 平成元年度特別会計予算総則第十二条  
に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)

第十三 平成元年度特別会計予算総則第十二条  
に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)

第十四 平成二年度特別会計予算総則第十二条  
に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)

第十五 昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書  
日程第一 高圧ガス取締法の一部を改正する法律  
(案)(内閣提出)

日程第二 昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)

日程第三 昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

日程第四 昭和六十三年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

日程第五 昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

日程第六 昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

日程第七 平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

日程第八 平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

日程第九 平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百十八回国会、内閣提出)

日程第十 平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)

日程第十一 平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)

日程第十二 平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)

日程第十三 平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)

日程第十四 平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十回国会、内閣提出)

日程第十五 昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書



官 報 (号 外)

委員長の報告を求めます。決算委員長草野威君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔草野威君登壇〕

○草野威君　たゞいま議題となりました各件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一に、予備費等について申し上げます。

これらの各件は、財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

まず、昭和六十三年度の予備費等であります。

が、一般会計予備費(その2)は、療養給付費等負担金等の不足を補うために必要な経費等十九件で、その使用総額は七百六十二億円余であります。

また、特別会計予備費(その2)の使用総額は千

六百八十九億円余であります。

また、特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額の総額は二百九億円余、特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額(その2)の総額は四百一十四億円余であります。

次に、平成元年度の予備費等でありますが、一般会計予備費(その1)は、河川等災害復旧事業等に必要な経費等二十七件で、その使用総額は八百六十億円余であります。(その2)は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費等十八件で、その使用総額は五百六十六億円余であります。

また、特別会計予備費の使用総額は、(その1)

が六千万円余、(その2)が一千五百九十二億円余であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

委員長報告のとおり決しました。

○議長(櫻内義雄君)　これより採決に入ります。

まず、日程第一、第六、第九及び第十三の四件を一括して採決いたします。

四件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君)　起立多數。よって、四件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第三ないし第五、第八、第十ないし第十二及び第十四の八件を一括して採決いたしました。

第一に、国庫債務負担行為について申し上げます。

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為は、大行天皇の陵の営建のため二十六億円余を限度として債務負担行為をすることとしたものであります。増額(その1)の総額は百十五億円余であります。

第二に、國庫債務負担行為について申し上げます。

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為は、終了後、予備費等について討論を行い、採決の結果、昭和六十三年度一般会計予備費(その2)、平成元年度一般会計予備費(その1)、(その2)、平成元年度特別会計予備費(その1)及び平成元年度一般会計予備費(その1)の五件は、多數をもつて承諾を与えるべきものと議決いたしました。

次に、昭和六十三年度特別会計予備費(その2)の諸君の起立を求めるに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君)　起立多數。よって、本件はの諸君の起立を求めるに決しました。

出席國務大臣

大 蔵 大 臣 羽 田 政 君  
通商産業大臣 渡部 恒三君

午後零時二十四分散会

○議長(櫻内義雄君)　本日は、これにて散会いたします。

検察官適格審査会委員

加藤 卓二君

土井たか子君

同 予備委員

杉浦 正健君（船田元君の予備委員）

なお、予備委員中川昭一君は加藤卓二君の予備委員とし、予備委員田口健二君は土井たか子君の予備委員とした旨内閣に通知した。

(指名通知)

一、去る二十一日、本院は、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に衆議院議員綿貫民輔君、同春田重昭君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る二十一日、本院は、國土審議会委員に衆議院議員村山富市君を指名した旨内閣に通知した。

(委員推薦通知)

一、去る二十一日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

西田 司君

竹村 幸雄君  
平田 米男君  
加藤 繁秋君  
倉田 栄喜君  
平田 米男君

補欠

江田 五月君

商工委員

岩屋 敏君

補欠

江田 五月君

辞任

阿部 昭吾君

辯任

東中 光雄君

補欠

三浦 久君

辯任

木島日出夫君

辯任

第一君

法務委員

辯任

木島日出夫君

補欠

大内 啓伍君

辯任

木間 章君

水田 稔君

辯任

阿部 昭吾君

辯任

江田 五月君

運輸委員

辯任

小林 恒人君

水田 稔君

辯任

佐藤 高木

辯任

高木 義明君

辯任

佐藤 小林

辯任

高木 義明君

辯任

木島日出夫君

辯任

木間 章君

辯任

佐藤 小岩井 清君

辯任

高木 義明君

辯任

木島日出夫君

辯任

木間 章君

辯任

佐藤 小岩井 清君

辯任

木島日出夫君

辯任

木間 章君

辯任

佐藤 小岩井 清君

辯任

木島日出夫君

辯任

木間 章君

辯任





報 (号外)

5 都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計  
画を忠実に実行していない場合において公共の  
安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必  
要があると認めるとき、又は第二種製造者等が  
その従業者に施す保安教育が公共の安全の維持  
若しくは災害の発生の防止上十分でないと認め  
るときは、第一種製造者又は第二種製造者等に  
対し、それぞれ、当該保安教育計画を忠実に実  
行し、又はその従業者に保安教育を施し、若し  
くはその内容若しくは方法を改善すべきことを  
勧告することができる。

する容器であつて、その内容積が百二十リットル未満」を「容器以外」に改め、「速やかに」の下に「通商産業省令で定めるところにより」を加え、「通商産業省令で定める方式による」を削り、同条第二項中「前項又は」を「前二項又は」に、「前項の刻印又はこれ」を「第一項の刻印若しくは前項の標章の掲示(以下「刻印等」という。又はこれら)に、「刻印を」を「刻印等を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

うに廃分したもの(を除く。)」に、「特定容器」に「を「容器」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「特定容器」を「容器」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十八条第一項第一号中「その所有者が容器証明書の交付を受けており、又は第四十五条の二第一項の刻印」を「刻印等」に改め、同項第五号中「特定容器以外の容器(以下「一般容器」という。)にあつては容器証明書にその旨の記載がされ、り、特定容器にあつては次条第四項の刻印」を「次条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示」に改め、同条第二項中「その容器が一般容器である

する容器であつて、その内容積が百二十リットル未満を「容器以外」と改め、「速やかに」の下に「通商産業省令で定めるところにより」を加え、「通商産業省令で定めるところにより」を削り、同条第二項中「前項又は」を「前二項又は」に、「前項の刻印又はこれ」を「第一項の刻印若しくは前項の標章の掲示(以下「刻印等」という。)又はこれらに、「刻印を」を「刻印等を」に改め、同項を同条第三項として、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、容器が容器検査に合格した場合において、その容器が前項の通商産業省令で定める容器であるときは、速やかに、通商産業省令で定めるところにより、その容器に、標章を掲示しなければならない。

第四十五条の二を第四十五条とする。

第四十六条第一項中「第四十五条第一項の規定により容器証明書の交付を受けたとき、又は前項第一項の規定により」を削り、「刻印」を「刻印等に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 容器(高圧ガスを充てんしたものに限り、通商産業省令で定めるものを除く。)の輸入をしなければ、容器が第二十二条第二項の検査に合格したときは、遲滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければならない。その表示が滅失したときは、同様とする。

第四十七条の見出し並びに同条第一項及び第一項を刻り、同条第三項中「特定容器」を「容器(前項第二項の通商産業省令で定めるもの及びくず化しない。その他容器として使用することができない」とし、

うに処分したものと除く。」を「特定容器」とし、同条第一項とする。

第四十九条第一項第一号中「その所有者が容器  
証明書の交付を受けており、又は第四十五条の二  
第一項の刻印」を「刻印等」に改め、同項第五号中  
「特定容器以外の容器(以下「一般容器」という。)に  
あつては容器証明書にその旨の記載がされ、お  
り、特定容器にあつては次条第四項の刻印」を「次  
条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示」に  
改め、同項第二項中「その容器が一般容器である  
場合には第一号及び第三号、その容器が特定容器  
である場合には第二号及び第三号」を「次の各号」  
に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第四  
十五条の二第一項」を削り、「刻印」を「刻印等  
に改め、「前号の」を削り、同号を同項第一号とし、  
同項第三号を同項第二号とする。

第四十九条第三項中「ときは」を「場合において」  
に、「第四十五条の二第一項に規定する容器であ  
る場合を除き」を「第四十五条第一項の通商産業省  
令で定める容器以外のものであるときは」に、「表  
示をし、かつ、容器証明書に、裏書」を「刻印」に  
改め、同条第四項中「第四十五条の二第一項に規  
定する」を「第四十五条第一項の通商産業省令で定  
める」に改め、「速やかに」の下に「通商産業省令  
で定めるところにより」を加え、「通商産業省令で  
定める方式による刻印」を「標章を掲示」に改め  
同条第五項中「前」の表示若しくは刻印」を「第  
三項の刻印若しくは前項の標章の掲示」に、「表  
示をし、かつ、容器証明書に、裏書」を「刻印」を「第  
二項とする。







施行する。ただし、第七十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の高圧ガス取締法(以下「旧法」という。)第二十二条第一項の規定による許可を受けている者又はその申請を行っている者は、改正後の高圧ガス取締法(以下「新法」という。)第二十二条第一項の規定による届出を行ったものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に新法第二十四条の二第一項の政令で定める種類の高圧ガス(以下「特殊高圧ガス」という。)を消費している者(次項に規定する者を除く。)に関する当該特殊高圧ガスに係る新法第二十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「消費開始日の日」二十日前まで」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律(平成三年法律第二号)の施行の日から一月以内」とする。

2 この法律の施行の際現に旧法第二十四条の二第一項の届出をしている特定高圧ガス消費者であつて、特殊高圧ガスを現に消費しているものに関する当該特殊高圧ガスに係る新法第二十四条の四第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律(平成三年法律第二号)の施行の日から一月以内」とする。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第四十五条第一項の規定による交付を受けている者は、当該容器証明書に係る容器に新法第四十九条第三項の刻印若しくは同条第四項の規定による刻印等がされたとき、又は容器再検査月以内に同項の規定による刻印等がされなかつたときは、遅滞なく、通商産業省令で定める

書及び当該容器証明書に係る容器については、次の各号に掲げるまでの間は、なお従前の例による。

- 一 当該容器についてこの法律の施行後最初に行われた容器再検査(以下単に「容器再検査」という。)に当該容器が合格した場合は、その合格の時
- 二 容器再検査に当該容器が合格しなかつた場合において、その合格しなかつた時から三月以内に当該容器が旧法第五十四条第二項の規定により旧法第四十四条第三項の規格に適合(以下単に「規格に適合」という。)すると認められたときは、その認められた時
- 三 容器再検査に当該容器が合格しなかつた場合(前号に掲げる場合を除く。)は、その合格しなかつた時から三月が経過した時

四 容器再検査を受ける前に当該容器が規格に適合すると認められた場合は、その認められた時

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる容器証明書及び容器に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第七号中「第二十二条第一項の許可を受けないで高圧ガスの輸入をしたとき又は同法」を削り、「命令若しくは」を「命令又は」に改める。

第二十七条第一項の規定による交付を受けた者は、当該容器証明書に係る容器に新法第八条 附則第二条から第六条までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置

により、その容器証明書を通商産業大臣、協会又は指定容器検査機関に返納しなければならない。

2 前項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる容器証明書及び容器に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一 議案の目的及び主旨  
本案は、最近における高圧ガスの消費の多様化、製造事業の複雑化等に対処し保安の確保を図るために、特定の高圧ガスの消費に関する規制及び高圧ガス製造事業所等における保安に関する規制を強化するとともに、最近における高圧ガスの保安に関する技術の向上にかんがみ、規制の合理化を行うための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

2 前項の規定による交付を受けた者は、当該容器証明書に係る容器に新法第八条 附則第二条から第六条までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置

第一項の規定に基づき交付されている容器証明書たときは、遅滞なく、通商産業省令で定める

販売業者等は、その販売する高圧ガスであつて通商産業省令で定めるものを購入する者に、災害の防止に必要な事項であつて通商産業省令で定めるものを周知させなければならない。

理由

最近における高圧ガスの消費の多様化、製造事業の複雑化等に対処し保安の確保を図るため、特定の高圧ガスの消費に関する規制及び高圧ガス製造事業所等における保安に関する規制を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 2 輸入規制の簡素合理化

高圧ガスを輸入しようとする者は、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとし、公共の安全が維持される等一定の場合には届出及び検査を不要とする。

## 3 特定高压ガスの種類の追加

圧縮セノンラン、圧縮ジボラン、液化アルシンその他の高压ガスであつてその消費に際し災害の発生を防止するため特別の注意を要するものとして政令で定める種類のものを特定高压ガスの種類に追加する。

## 4 危害予防規程の徹底

都道府県知事は、第一種製造者等が危害予防規程を守っていない場合において、公共の安全の維持又は灾害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者等に対し、当該危害予防規程を守るべきこと等を命じ又は勧告することができる。

## 5 保安教育計画又は保安教育の徹底

都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行しない場合において公共の安全の維持又は灾害の発生の防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持又は灾害の発生の防止上十分でないと認めるときは、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ当該保安教育計画を忠実に実行するため、特殊高压ガスの消費先の保安

## 実施し、又はその従業者に保安教育を施すべきこと等を勧告することができる。

## 6 指定保安検査機関の導入

特定施設のうち通商産業省令で定めるものについての保安検査を、通商産業大臣が指定する者(指定保安検査機関)が行うことができる。

## 7 容器証明書の廃止

容器証明書を廃止し、通商産業大臣、高压ガス保安協会又は指定容器検査機関は、容器検査に合格した全ての容器について、刻印をして、又は刻印することが困難な容器については標章の掲示をしなければならない。

## 8 指定設備制度の新設

高压ガスの製造のための設備のうち公共の安全の維持又は灾害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして通商産業省令で定める設備(指定設備)を製造する者等は、その指定設備について、通商産業大臣、高压ガス保安協会又は通商産業大臣が指定する者(指定設備認定機関)が行う認定を受けることができる。

## 9 高圧ガス保安協会の業務範囲の拡充

高压ガス保安協会は、高压ガスの保安に関する事項であつて技術的な事項以外の事項についても調査、研究、指導等を行うことができる。

## 10 その他

罰則の強化その他、所要の規定の整備を行う。

## 11 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(通商産業省令を制定又は改廃する場合の公聴会等に係る規定は公布の日)から施行する。

## 二 議案の可決理由

本案は、高压ガスの保安行政を取り巻く環境の変化と最近の事故発生状況に対応して、保安体制の整備・充実を図るために措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

## 右報告する。

平成三年十一月二十二日

衆議院議長 櫻内 義雄殿  
商工委員長 武藤 山治

[別紙]

高压ガス取締法の一部を改正する法律案に

## 一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和六十三年度一般会計予備費の予算額一、〇〇億円のうち、平成元年一月十日から同年三月三十日までの間ににおいて決定された七六二億四、三三七万四千円の使用につき、国会の事務を求めるの件(第百十八回国会、内閣提出)に関する報告書

体制が速やかに整備され、保安管理が適切に行われるよう指導するとともに、特定高压ガスの追加指定は機を失すことなく機動的に行うこと。

## 二 高圧ガスの輸入手続の簡素化、指定保安検査機関及び指定設備制度の導入等の手続の簡素化

理化については、保安上問題の生じることならぬよう措置とともに、これにより生じる行政事務の軽減効果が危害予防規程の遵守、保安教育の徹底等の指導監督に十分活かされること。

高压ガスの輸入手続の簡素化、指定保安検査機関及び指定設備制度の導入等の手続の簡素化

政府は、本法施行に当たり、高压ガス事故の未然防止に万全を期する観点から、次の諸点につき特段の配慮を払うべきである。  
一大学の研究室等における高压ガス事故の再発を防止するため、特殊高压ガスの消費先の保安等十九件である。

の内訳は、療養給付費等負担金等の不足を補うために必要な経費、老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費、老齢福祉年金受給者等に対する臨時福祉特別給付金に必要な経費等十九件である。







官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日  
第三種郵便物  
可日

平成三年十一月二十六日 衆議院会議録第六号

一六

発行所  
〒105 東京都港区  
大蔵省印刷局  
虎ノ門二丁目二番四号  
電話  
03 (3587) 4302  
定価  
(税込) 三円を含む